

総 会 会 則

第1条 総会は、学生部長の許可を得て会長がこれを召集する。

第2条 総会は、原則として学期初めに定例総会を開く。但し、会長が必要と認めた場合、又は代議員会の要求があった時は臨時総会を開くことができる。

第3条 総会の開催は、議題とともに3日前までに会長がこれを公示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第4条 総会の審議は議長及び副議長がこれに当たる

第5条 総会は、会員の3分の2の出席によって成立する。但し、委任状は出席と認める。その議決は出席会員の過半数の賛成により賛否同数の場合は議長の決定による。

代 議 員 会 細 則

第1条 代議員会は次の事項を審議決定する。

1. 役員 の 罷 免
2. サークル、同好会の新設廃止
3. 行事予定
4. その他の重要事項

第2条 代議員会は議長がこれを召集し、原則として学期毎に開く。但し、代議員の半数以上の要求があったとき、又は会長において必要と認めるときは臨時にこれを開くことができる。

学友会役員選挙細則

第1条 細則は会長、副会長、会計、幹事の選挙に適用する。

第2条 選挙を管理するため選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は代議員中より5名を互選により決定し、内1名が選挙管理委員長となる。但し、役員候補者及びその推薦者は選挙管理委員になることはできない。選挙管理委員の任期は1年とする。

第3条 役員 の 選 挙 は、それぞれ会員の立候補者の中から会員の選挙により決定する。ただし、立候補者がいないときは各クラス最低1名立候補する。

第4条 選挙は毎年12月に行い、その任期は翌年1月より12月までとする。

第5条 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に基づき補充選挙を行う。但し、その任期は前任者の残任期間とする。